

大友能直の三カ国守護

甲斐素純

はじめに

平成七年の秋、岳滅鬼峰の調査を兼ねて英彦山神宮に参拝した。神宮の鎮座する英彦山(標高一、二〇〇米)は、古くは「彦山」と記され、古代から近世にかけて九州に於ける代表的な修験の山として名高く、大分・福岡両県の境にある。

英彦山は修験道の興隆と共に様々な歴史を秘めているが、永禄十一年(一五六八)や天正九年(一五八一)十月には大友軍が英彦山を包囲し、全山を焼討ちにした。そのため多くの堂宇や仏像・経文・神具などの宝物類が、悉く焼失・破壊されたと言わされている。また明治の廢仏毀釈によつても、失った重宝の少なくなかつたことを思えば、今にして惜しまれてならない。⁽¹⁾ ゆえにそれ以前の史資料類は、あまり伝存していないものと考えていた。

さて、筆者は今回初めて、英彦山神宮の奉幣殿裏にある「英彦山修験道館」を拝観した。ところが、その宝物館の中に藤原(大友)能直寄進の御正体(縣仏)が展示してあり、少なからず興味を覚えた。

彦山三所權現の懸仏——旧來の説——

『英彦山修験道館 展示資料⁽²⁾』所収の「彦山御正体」の説明によると、「建久八年(一一九七)勅進大千房、奉納守護大名藤原能直、県指定文化財、英彦山神宮所蔵」(一〇頁)といい、



～ 現在の英彦山神宮下宮 ～

この御正体は北岳の祭神天忍穗耳尊(本地阿弥陀如来)をあらわした縣仏で袈裟をつけ、板香炉を持った僧形の像を円板にとめたもので、神仏習合の特徴があらわれている。鋳銅製で尊像の下方に右廻りで「彦山下宮御正体、勧進大千房」の銘文がタガネで刻まれている。(一〇頁)

直については何も記されていない。

これ以前に記された筑紫豊氏の「彦山信仰の美術」⁽³⁾によると、われわれが目に触れる限りのこの種の御正体は現在この一面であるが、やはり三所大権現分三体が一揃いであるとみえて、いま下宮の神体であろうかとされている一面には、前記の刻銘のほかに

大檀那(神像に向かって右側)

左衛門尉藤原能直 三箇國守護(左側に二行に)

という、大ぶりな籠字の銘があることが、元曼寿院熊懷充彦氏所蔵の「明治二十五年摺字」(鉛筆刷り)によつて明瞭である。

本社明細書によれば能直は建久八年(一一九七)八月に、豊前国仲津郡司宇都宮大和守藤原信房を助願として、下宮の

宝拝殿を修繕している。社伝にこのときの鋳造奉納とするのは妥当である。（一四五頁）といふ。

筑紫氏は明治二十五年当時現存していた御正体から、熊懐氏が写された「明治二十五年摺字」の資料を提示し、本社明細書にある能直並びに宇都宮信房による下宮の宝拝殿修繕の記事と御正体奉納の時期とを結びつけられた。

次に小田富士雄氏は、「豊前・英彦山神宮の考古資料調査」⁽⁴⁾によつて、彦山権現御正体を紹介された。同氏は北岳の祭神天忍骨尊にあたる懸仏の、考古・美術史的解説をしているが、藤原能直や三ヵ国守護については筑紫氏の解説をそのまま引用している。

次に地元『添田町史』（上巻）⁽⁵⁾には、「建久八年八月、豊前・豊後の守護となつた大友左衛門尉藤原能直が大千房の勧進により、彦山下宮に御正体を奉納した。」（一九二頁）として、その銘を紹介している。ここでは能直を「大友系図」により源頼朝の庶子とし、建久八年八月御正体を奉納と同時に、上宮（下宮の誤植か）の宝拝両殿を修復するという。また

『彦山流記』や『英彦山神社明細書』には、源頼義が康平五年（一〇六二）に講堂を改造し、阿弥陀三尊を寄進したと伝えているが、このように彦山権現は源平の武将によって崇敬されている。（一九三頁）

とあるが、能直が源頼朝の庶子でないことは近年の研究で定説化している。

さて英彦山下宮の御正体は、それまで北岳の祭神天忍穂耳尊の御正体のみが県指定であったが、平成五年六月には三所権現の分も共に国指定の重要な文化財になつた。同年七月一日発行の『月刊文化財』7月号に、文化庁文化財保護部による新指定文化財の紹介がある。その中の「彦山三所権現御正体」の解説によると、

一 忍骨尊像

一面

（イ）鏡板 径 四五・〇センチ

鏡面に「彦山下宮御正体 勅進大千房」の刻銘がある。

像高（頭頂から膝下） 二六・五センチ

一 伊邪那岐尊像

一面

(口) 鏡板 径 四五・五センチ

鏡面に「彦山下宮御正体 勸進大千房」の刻銘がある。

像高(冠頂から膝下) 三〇・五センチ

一 鏡板

(ハ) 鏡板 径 四三・五センチ

鏡面に「彦山下宮御正体 勸進大千房」及び「大檀那

鎌倉時代

藤原能直」の刻銘がある。

(二二一頁)

とあり、以降美術・構造上の解説が付されて、(イ)・(ロ)については写真が添えられている。

英彦山は山頂が北嶽・中嶽・南嶽の三峰になつており、建保元年(一一一三)の著といわれる『彦山流記』によると、

○北岳(法体岳)→忍骨尊(天忍穗耳尊)

○南岳(俗体岳)→伊邪那岐尊

○中岳(女体岳)→伊邪那美尊

と伝えられている。このことから、像が欠失している鏡板(ハ)は、伊邪那美尊の像があつたことが推察されるという。

また勧進を勤めた「大千房」については詳かでないといい、大檀那の藤原能直についても何ら記されていない。さらに鏡板の刻銘についても、大檀那の後に来る「左衛門尉」の官職名と、藤原能直の後の「三箇國守護」の龍字も記されていないのは、單なる記入もれ、誤植であるうか。

前記英彦山三所権現の御正体には紀年銘がないが、文化庁では、

といい、「さらだその像容においても(中略)同様のことがいえる。」(同頁)という。
懸仏形式の御正体の形式編年を見るに、平安から鎌倉初期では像は鏡板に鋲止めし、背面に鉢を鋲出するのが通例で、鎌倉中期以降では像は鏡板に枘止めされ、鏡板の両肩に銀座を設けて吊る形式へと変化しており、本件は前者の時期の作とみなされる。(二三三頁)

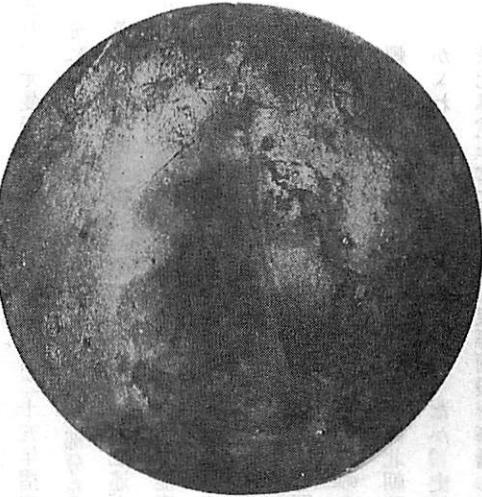
左衛門尉藤原能直奉納鏡板御正体一面

鏡板銘文
「左衛門尉藤原能直
三箇國守護」

此用時代に成るにより全形

鏡板の左側面拡大部分

～ 藤原能直奉納と御正体 鏡板一面 ～



数少ない英彦山權現の信仰資料としても貴重な御正体は、考古・美術的な価値と共に、刻銘にもあるように大友(藤原)能直の三カ國守護を証明する史料としても、歴めて貴重である。にもかかわらず、これまで同資料を活用した論文は見当たらない。前述のように同資料が、美術的にも鎌倉初期の作であることが証明されたとしたら、つまり鏡板に刻銘されたものが後世の追刻でないとしたら、能直が「左衛門尉」の時には、三カ國守護職を兼帶したことになる。

英彦山と大友能直

近年英彦山を歴史的視点から精力的に研究されている廣渡正利氏の、川添昭二・廣渡正利編校訂『英彦山編年史料古代中世篇⁽⁷⁾』の建久八年(一九七〇)の項には、「月日不詳として「豊後守護大友左衛門尉能直、彦山下宮御正体を寄進す。」(八八頁)とあり、元曼寿院熊懷充彦氏蔵の明治二十五年摺字を紹介し、参考として大友系図の能直の箇所を引用している。

先に『添田町史』(上巻)の村上氏執筆部分を紹介したが、廣渡氏もそれ以前に同様のことを記している。『彦山流記』や「英彦山神社明細帳」にある源頼義の関連記述を受けて、この由緒により彦山大千房は、豊後守護となつた大友家に勧めて御正体を寄進したものであろうという。しかし能直が源頼朝の庶子ではないことは近年の研究で定説化しており⁽⁸⁾、先祖の由緒で奉納したものではなさそうである。

廣渡氏著の「中世の彦山」⁽⁹⁾には、次のように記している。

彦山の神域が豊前・筑前・豊後にまたがる関係から、彦山領の保護は、これら三国の守護職に頼ることとなる。

鎌倉時代の初期、武藤資頼は三前二島の守護職に補され、太宰少弐に任せられた。その後、資能・資経・盛経・貞経・頼尚と代々資頼の子孫がうけつき、南北朝時代まで、約百四十年の間、筑前・豊前の統治に当った。この時代、守護とのかわりがどのようなものであったか、史料が欠如していく詳かでない。「彦山神社明細帳」に、太宰少弐武藤資頼が嘉禄元年(一二二五)二月、宝押両殿を修繕した旨を伝えるに過ぎない。(五五二頁)

彦山は北九州の三カ国にまたがる境界線上にあり、また宇佐神宮・六郷満山とも深くつながり、當時相当な勢力を保持していた。⁽¹³⁾ このようなことから、三カ国守護・鎮西奉行である大友能直にとつても、英彦山を充分認識しての御正体の寄進であったと思われる。

さらに「彦山神社明細帳」⁽¹⁴⁾ の記述が正しいとすれば、豊前国仲津郡司宇都宮大和守藤原信房の助願と共に、「建久八年八月宝拝両殿修繕」となったのである。⁽¹⁵⁾

『福岡県の歴史』⁽¹⁶⁾によると、

彦山は後白河法皇撰の『梁塵秘抄』にも、「竈門（宝満）の本山彦の山」とうたわれている。戦国時代に戦火により全山焼失。そのため中世末までの史料はほとんどない。注目すべきは、一二一三年（建保元）『彦山流記』が作られたといわれる⁽¹⁷⁾ことであろう。これは彦山の縁起だが、このころの英彦山の状況が書き記されている。⁽¹⁸⁾（中略）彦山信仰は各地に広まつていたが、中でも一九七七年（建久八）、豊後国守護大友能直は彦山下宮御正体を寄進しており、能直が彦山の保護者であったことが知られている。（二二四頁）

とあるが、能直の「三カ国守護」については何ら記していない。しかし、同項執筆者正木喜三郎氏は別の箇所では、「遠景が解任されたあとの九州は、筑前・豊前・肥前三カ国の守護は武藤資頼、筑後・豊後・肥後の三カ国の守護に大友能直、薩摩・大隅・日向の三カ国の守護に島津忠久が任命され、ここに九州三人衆が生まれた。」（一九三頁）という。御正体の銘によると、藤原能直が左衛門尉の時には、三カ国守護（豊後・筑後・肥後）を兼帶していたことになる。⁽¹⁹⁾

ここで参考までに、大友能直の英彦山神宮以外の神社信仰について、若干見てみたい。豊後国一の宮柞原八幡宮を始めとする大友氏の八幡信仰については、外山幹夫氏の「大友氏の八幡信仰」⁽²⁰⁾等の専論がある。それによると、「大友氏のその氏神とする大分郡の柞原八幡宮に対する態度をみると、鎌倉時代を通して、大友氏が積極的にこれを尊崇した証拠は認められない。それのみか、ときとしてその社領を侵害さえしている。」（二五〇頁）という。

次に式内名神大社で筑後一の宮である久留米高良大社に対する、大友能直の信仰史料を紹介する。それは『筑後歴世古文書』中にあり、高良山大祝に宛てた守護代前中務丞からの寄進状案で、承久三年（一二二一）六月二十日付で高良社へ神馬以下を寄進するという書状である。つまり豊前々司大友能直の参洛に際し、「神馬壹疋稻毛・同津古六丁・御弊十弔本・御口六反・白布伍丈」を寄進し、武運長久の祈禱を依頼したもの。筑後国の守護職である大友能直の意を受けて、守護代がそれを施行している。

同書状は、同年五月十五日に起こった朝廷と幕府側との争乱（承久の乱）鎮定のための上洛に際して、武運の長久を祈願したものである。『大分県史』中世篇1では大友能直は、

京都出陣は無理であろう。『吾妻鏡』には「右京兆（北条義時）・前大膳大夫入道寛阿（中略）以下宿老上洛に及ばず、格々鎌倉に留る」とある。この交名には、大友能直の名を載せていないが、おそらく、宿老として鎌倉に留まっていたのではないか。（七八、八頁）

といい、「親秀、鎌倉軍に従う」という史料をあげている。また二代大友親秀は、「すでに父能直より家督の相続を受けていた」（七八頁）という。

親秀は『大友家文書録』では「承久元年受家督于豊後、時二十五」とあり、また「承久三年辛巳、京都乱、親秀従鎌倉軍」とあり、以下古莊太郎重景・古莊次郎・佐伯左近将監の出陣を記している。

大友軍は親秀を大将に北条泰時方として従軍したようだが、能直の名は『吾妻鏡』のどこにも出てこない。しかし能直のこれまでの京都での活躍を合わせ考えると、京都に別の任務を帯びて派遣されたと思われる。また前記史料から大友能直は承久の乱當時筑後国守護職を帯びており、未だ家督を親秀に譲ってはいないと思われる。能直の養父中原親能が承元二年（一二〇八）京都で没するその前後から、能直の京都での活躍が目立っている。特に建保元年（一二一三）五月の和田義盛の乱には、京都にあって種々奔走した。つまり能直はこの頃、公武交渉の最前線にいたのであり、親秀とは別行動で上洛したものと考える。

既に建永二年（一一〇七）八月二十八日付け関東御教書案（上妻文書）の名充人に、「豊後左衛門尉」とあることから、この当時大友能直が筑後国守護であることは明白である。

養父中原親能からは、三カ國守護職を同時に譲与されたと思われ、その点豊後国一の宮柞原八幡宮や肥後国一の宮阿蘇神社にも、高良大社と同様の寄進、祈禱がなされたのではなかろうか。

大友氏の三カ國守護——諸先学の考證——

鎌倉幕府の九州各守護職、また鎮西奉行については、これまで相田一郎氏・佐藤進一氏・石井進氏・竹内理三氏・渡辺澄夫氏・瀬野精一郎氏・川添昭二氏・外山幹夫氏など、相々たる諸先学によつて種々論ぜられてきた。筆者のような一学徒が論ずる余地は微塵もないが、史料提供になれば幸いである。

ここで諸先学の考證を、若干整理してみたい。近來の学界において鎌倉時代の各守護職については、佐藤進一氏の考証結果がほぼ定説化している。⁽¹⁸⁾ 佐藤氏の『鎌倉幕府訴訟制度の研究』⁽¹⁹⁾によると、

武勝資頼は遅くとも建久九年以降、太宰府現地の最高責任者に任じ、且つ最小限筑前・肥前二国の守護職を兼帶し來つたのである。或いは寛喜以降において確証ある三前一島守護職兼帶は、事実上ここまで溯るものであるかも知れない。いま確言を保留する。（一六九頁）

という。また豊後国守護職については、

確証の存するところでは仁治三年二月十八日豊後の住人遺領相論を裁決した関東下知状案に「守護人（大友）」泰直」と見えるのが初見である。（大友文書）。（二二四頁）

といふ、確実な史料による限り豊後国守護職は、泰直つまり大友三代頼泰の時からであるという。また、

康安元年島津道鑑申状も建久以来大友氏の当職知行を伝えるが（二二一頁参照）、今はしばらく採らず、確論を後日に期し

たい(二一四頁)

ともいう。さらに「そのままには受け容れ難いものと言わねばならぬ」(一一二一頁)ともいう。
しかし同説に対して、近年新しい見解が現われている。これはいづれも豊後守護職補任の時期を、大はばに引き上げようとするもので、石井進氏は建久八年(一一九七)五月以降年末までの間説⁽²⁾を、渡辺澄夫氏は建永初年(一一〇六)説⁽³⁾を公表している。石井氏は「太宰府機構の変質と鎮西奉行の成立」において、康安元年の島津道鑑申状(島津家文書之一、三一一号)にも触れ、「従つて私は一応この史料によつて建久年間武藤・大友両氏の各三カ国守護職補任の事実を認めた」と考える。(三四頁)「
という立場に立たれている。そして、

建久四年(一一九三)より同六年(一一九五)にいたる初代の鎮西奉行遠景の離任を契機として、幕府の九州地方諸国支配体制には確かに変化が起つた。武藤資頼・中原親能両人の鎮西奉行任命にともなう奉行の複数化と、同八年(一一九七)五月以降年末までの間に始まつた鎮西奉行から各國守護への分解がすなわちそれであつた。その結果として奉行資頼は筑前・豊前・肥前三カ国、同じく親能は筑後・豊後・肥後三カ国の守護職を兼帶し、(一〇四、五頁)
とある。

また渡辺氏は『大分県の歴史』⁽²⁾で、
建久ごろ鎮西奉行ないし豊後守護であつたと考えられる人物は大友能直ではなく、その養父中原親能であろうとするのが
筆者の見解である。(七一頁)

といふ、

大友能直はこれらの職を養父からゆずり受けたものと考へる。その譲り渡しと幕府からの安堵の時期は、裁許の最後の年である正治元年(一一九九)から、親能の死んだ承元二年(一一〇八)十二月十八日のあいだでなければならない。くわしい「」とは省略して、私は建永元年(一一〇六)ころと考えている。(七二頁)

という。さらに同氏は『大分の歴史』第三卷⁽²⁾において、

大友能直の守護職で古く確實なものは、筑後国の中建永二年(一一〇七)で、「上妻文書」、「中略」、豊後については、能直・親秀ともに守護であったと想像されるが、今のところ職權行使の確實な文書はない、というのが学界の実情である。
（中略）「島津文書」が中原（大友）氏の兼帶とした肥後に於ては、大友氏が守護であったことを示す史料は絶無である。

（中略）大友氏が関係するという「後三ヶ国」の、鎌倉初期の守護職がわからないのは、まことに残念というほかない。

（五四頁）

としながらも、石井氏の推定つまり中原親能や武藤資頼の鎮西奉行の権限は、建久八年五月以降年末までの間に各國守護職に分かれ、前三ヶ国は武藤資頼、後三ヶ国は中原親能、奥三ヶ国は島津忠久に与えられたものであろうという説を受けて、大友能直の鎮西一方奉行及び守護職は、中原親能から譲与されたものであろうと推定した。そして「親能死去の二年前建永元年（一一〇六）ごろに、三ヶ国守護職譲得の可能性がある。」（五五頁）という。なおこれらは、同氏が先に発表した説⁽²⁾を踏襲したものである。

しかし、これらに対し頬野精一郎氏は、批判を加えられた。つまり、「中原親能と鎮西との関係」において、

かつて佐藤進一氏は中原親能の豊後・肥後・筑後三ヶ国守護職補任について否認されたが、渡辺澄夫氏は（中略）親能が少なくとも正治元年まで豊後国守護職を帶してゐたと主張している。これによつて親能より能直への所領所職譲与の時期を正治元年以後とされる点に異論はないが、それ以前の親能が豊後国で行使した権限を、豊後国守護の権限とされる点は速断のきらいがあり、なお史料的裏付が必要と思われる。（三五、六頁）

また瀬野氏は『鎮西御家人の研究』において、「大友文書」の一連の偽文書は、中原親能の鎮西奉行を強調する目的として作成されたと説明し、

これと同様な工作は、大友氏よりさらに鎮西土着がおくれた島津氏において、南北朝時代に試みられている。すなわち「島津家文書」康安元年四月十日の島津道鑑代得貴申状において、建久年中、少弐・大友とならんで三ヵ国ずつの守護を分割したとの主張となつて現われているのと全く同じ動機によると思われる。そしてこれが全く島津氏による根拠のない主張であったことは、既に佐藤進一氏によつて論証されているところである。(七四頁) へへへへは筆者の註

島津氏の奥三ヵ国守護のことはともかくも、少弐氏の前三ヵ国守護と大友氏の後三ヵ国守護のことは瀬野氏が言う根拠のない主張ではないことは、英彦山神宮所蔵の御正体で証明されると思われる。

「御正体」奉納の時期

英彦山神宮下宮の御正体は、能直が「左衛門尉」の時に奉納したものであるが、それはいつなのであろうか。佐藤進一氏は「能直の任左衛門尉は正治二年二月——建永元年八月の間であろう」(一一七頁)といい、

建暦三年五月三日筑後守護所下文案の差出書に、「守護所左衛門尉藤原」とあり(文書)^(上妻)、承久三年六月廿日筑後の高良山大祝充守護代中務丞奉の神馬幣帛等奉納状写に「右御志者、今度御参洛為「豊前々司殿弓矢御冥加」」とある(筑後守護士)。

建暦の左衛門尉藤原、承久の豊前前司ともに大友能直に当る(志賀文書所収貞応二年十一月二)(一一七頁)。

という。なお、承久二年十一月二十日の宗長下知状案に「豊前頭藤原朝臣」⁽²⁾とあり、この時点より以前である。

つまり能直が左衛門尉に任せられたことを示す最も早い正治二年(一一〇〇)二月二十六日(『吾妻鏡』)から、この承久二年(一一〇〇)十一月二十日までの間に、「御正体」は奉納されたことになると思われる。

あとがき

英彦山神宮所蔵の御正体が、「大形できわめて稀な神像御正体であるとともに、内取り豊かで、神像特有の森嚴なる像容表現を見せる特色ある御正体として重要であり、かつ数少ない英彦山権現の信仰資料」⁽²⁾（三三頁）として貴重であることから、国指定の重文に昇格したことは誠に嬉しいことである。それと共にそこに刻まれている「左衛門尉、藤原能直、三箇國守護」という銘が、いかに貴重であるかを記してきた。ただ一点の金石文ではあるが、従来の古文書では解明できなかつた所に、光を与えてくれた。なお、写真の掲載にあたつては英彦山神宮のご了承を得て、添田町教育委員会の岩本教之氏の手を煩わした。合わせてお礼を申し上げたい。

筆者は年末年始のあわただしい最中に、何かにつかれるように一気にこの文章を書き始めた。そして一月九日一応の成稿をみたので渡辺澄夫先生にその概要を電話で話し、素稿を一度見ていただきたい旨申しあげた。先生は、「おお、いつでもいいぞ。面白そうだな。」と話され、それが先生との最後の会話になってしまった。長年自宅に出入りさせていただき種々ご教示を賜わつたが、この小稿が先生のご専門に近い分野で記した筆者の初作品である。先生の率直な感想を楽しみにしていたが、一月一五日八十四歳で突然ご逝去された。「ここに先生のご冥福をお祈りしつゝ、ご靈前にこの小稿を捧げます。

（平成九年一月十九日稿）

（1）『大友家文書録』・『英彦山信仰史の研究』廣渡正利編、（平成六年六月十五日・株式会社文献出版刊）・『明治維新神仏分離史料』統編卷上など参照。

（2）昭和六十二年三月二十三日・英彦山修驗道館（添田町教育委員会）発行、
（3）『仏教藝術』第81号所収、昭和四十六年八月二十日・毎日新聞社刊、

(4) 昭和五十四年三月三十一日刊の『北九州市立歴史博物館研究紀要1』所収、のち小田富士夫著作集6『九州考古学研究歴史時代各論篇』、

昭和六十三年二月二十日・株式会社学生社刊に再録。

(5) 平成四年三月、添田町役場発刊。同頁は前教育長村上龍生氏執筆。

(6) 資料紹介者が美術・考古の専門で、掲載論文がそれらの専門雑誌であるため、文献史学の研究者に比較的に目に触れる機会が少なかつたためはなかろうか。

(7) 昭和六十一年一月十八日・株式会社文献出版刊。

(8) 渡辺澄夫氏著「豊後大友氏の出自について」(昭和三十五年九月・『大分県地方史』二十四号所収)、のち『増訂豊後大友氏の研究』昭和五十七年十二月十日・第一法規出版刊に再録。また同氏著「野津本『大友系図』の紹介——大友氏出自に関する法定的史料——」(平成元年六月・『大分県地方史』第一三四号所収)など。

(9) 昭和五十四年三月三十一日刊の『北九州市立歴史博物館研究紀要1』所収、昭和五十四年三月刊の『彦山編年史料古代中世篇』にも収録。

(10) 英彦山が京都側の記録に初めて正式に登場するのは、中御門右大臣藤原宗忠の日記『中右記』の寛治八年(一〇九四)五月の英彦山衆徒の蜂起事件である。英彦山は訴訟のため蜂起し、太宰府安楽寺衆徒と乱闘に及んだ。そのため太宰大弐藤原長房は、任期途中であるにもかわらず職を辞して上洛した。

(11) 『英彦山編年史料古代中世篇』所収。

(12) 英彦山神宮所蔵の『造営記』では、「後鳥羽天皇御宇建久六年、豊前國田川郡彦御嶽大権現上官下官、^{豊後府}探題左衛門尉藤原直能直」とある。いづれにしても、神宮側としては建久年間に大友能直によって、造営がなされたと認識されていた。

(13) 平成二年八月三十一日・株式会社光文館刊

(14) 大友能直が三ヵ国守護職を兼帶していた頃、建保元年(一一一三)七月八日の奥付を有する『彦山流記』(宮司高千穂家所蔵)がある。同書は研究された廣渡氏著の『彦山編年史料古代・中世篇』によると、

『彦山流記』の撰者が當時稀にみる仏教史に精通し、正確な史料を駆使してまとめる能力のある学僧と思われるのに、奥付の年記に不審があり、撰者名を欠いている。(中略)従つて『彦山流記』の成立は、もとと年代が降るものではあるまいか。(一〇九頁)

『彦山流記』は彦山権現の由緒と社殿・堂宇の現状を記したものである。彦山信仰が古来から、九州二島全域にわたり貴賤をとわず広範な広がりをもち、これら檀信徒の寄進によって社殿・堂宇・坊舎が營まれ、祭祀が続けられていたことがわかる。

同流記の中に、「然今趣一人壇那之跡抄出此要項々、委如縁起文」とあるように、ある壇那の要諦によつて流記が記されている。推足の域を出ないが、御正体奉納の時期からしてこの壇那とは、あるいは三ヶ国守護職を兼帶していた藤原(大友)能直ではないだらうか。

(15)佐藤進一氏の研究によると、小式氏は武藤資頼以降筑前・豊前・肥前及び対馬の三前一島の守護職を建久九年から世襲したらしいとあるから(『鎌倉幕府訴訟制度の研究』)、ここでいう大友能直の三ヶ国とは、武藤資頼の守護職以外の筑後・豊後・肥後づあることは、自ずと明らかである。

(16)『神道学』四十七号所収・昭和四十年刊。のち『中世九州社会史の研究』昭和六十一年四月十日・吉川弘文館刊に再録。

(17)『久留米市史』第七卷資料編(古代・中世)所収「鏡山(大祝)文書」

(18)『鎌倉幕府守護制度の研究――諸国守護沿革考證篇』昭和二十三年九月・要書房刊。のち『増訂鎌倉幕府守護制度の研究』昭和四十六年六月三十日・東大出版会刊。

(19)昭和十八年四月・誠文堂新書刊、一九九三年二月二十四日・岩波書店復刊。

(20)『史学雑誌』第68編第一号所収、一九五七年一月刊。のち『日本中世國家史の研究』岩波書店・昭和四十五年七月二十日刊に再録。

(21)「豊後大友氏の下向土着と嫡子単独相続制の問題」(『大分県地方史』第二十五号・昭和三十六年十月二十五日・大分県地方史研究会刊所収。)、のち『増訂豊後大友氏の研究』第一法規出版刊・昭和五十七年十二月十日に再録。
(22)(20)に同じ。

(23) 山川出版社・昭和四十六年八月二十五日刊。

(24) 大分合同新聞社・昭和五十二年八月二十日刊。

(25)(21)に同じ。

(26)『九州史学』第三十七・三十八・三十九合併号・一九六七年四月刊所収、のち『鎮西御家人の研究』昭和五十年二月二十日・吉川弘文館刊
に再録。

(27)(18)に同じ

(28)『鎌倉遺文』古文書編第三巻二六七三号文書

(29)『月刊文化財』七月号・平成五年七月一日・第一法規出版株式会社刊。